

青森県報

第五百四十号

令和四年
十一月二十四日
(木曜日)

目次

告示

- 青森県褒賞規則により褒賞された者……………(総務学事課) ……一
- 生活保護法による指定医療機関の名称変更の届出……………(健康福祉課) ……四
- 生活保護法による指定介護機関の居宅介護事業所の所在地変更の届出……………(同) ……四
- 生活保護法による指定介護機関の介護予防事業所の所在地変更の届出……………(同) ……五
- 生活保護法による指定介護機関の特定福祉用具販売事業所の所在地変更の届出……………(同) ……五
- 生活保護法による指定介護機関の特定介護予防福祉用具販売事業所の所在地変更の届出……………(同) ……五
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の名称変更の届出……………(同) ……六
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の居宅介護事業所の所在地変更の届出……………(同) ……六
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の介護予防事業所の所在地変更の届出……………(同) ……七
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の特定福祉用具販売事業所の所在地変更

の届出……………(同) ……七

○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の特定介護予防福祉用具販売事業所の所在地変更の届出……………(同) ……七

告示

示

青森県告示第六百一十一号

青森県褒賞規則(昭和三十三年二月青森県規則第十五号)第二条第一項の規定により次のとおり褒賞を行ったので、同規則第十一条の規定により告示する。

令和四年十一月二十四日

青森県知事 三村 申 吾

令和四年十一月二十二日に行った褒賞

長谷川 厚

多年防犯関係団体の要職にあつて、少年の非行防止と健全育成に努め、防犯思想の普及及高揚と防犯活動の推進に貢献した功績まことに顕著であります。

大和田 晃一

多年和生菓子製造業務に従事して技能の向上に励み、また後進の指導育成に努めるなど、業務に精励し、まことに他の模範であります。

木村 健藏

多年石材加工業務に従事して技能の向上に励み、また後進の指導育成に努めるなど、業務に精励し、まことに他の模範であります。

佐藤 欣吾

多年造園業務に従事して技能の向上に励み、また後進の指導育成に努めるなど、業務に精励し、まことに他の模範であります。

多年日本料理調理業務に従事して技能の向上に励み、また後進の指導育成に努めるなど、業務に精励し、まことに他の模範であります。

多年中国料理調理業務に従事して技能の向上に励み、また後進の指導育成に努めるなど、業務に精励し、まことに他の模範であります。

多年市議会議員の職にあって、公共の福祉の向上に尽くし、地方自治の振興発展に貢献した功績まことに顕著であります。

多年村議会議員の職にあって、公共の福祉の向上に尽くし、地方自治の振興発展に貢献した功績まことに顕著であります。

多年町教育委員会教育長等として教育環境の整備充実に努めるとともに、児童生徒の訓育に尽くし、教育の振興発展に貢献した功績まことに顕著であります。

多年子ども会の指導運営に尽くし、また、関係団体の要職にあって、児童の健全育成に努め、社会教育の振興発展に貢献した功績まことに顕著であります。

多年こけしの製作に励み、多くの秀作を発表するとともに、技術継承に努めるなど、文化の発展に貢献した功績まことに顕著であります。

多年打楽器の演奏活動及び創作活動に励み、地域に優れた芸術を提供するなど、文化の発展に貢献した功績まことに顕著であります。

多年書道の普及指導に励み、また、機能訓練指導員として、書道を障害機能の回復等に取り入れるなど、文化の発展に貢献した功績まことに顕著であります。

周 防 良 秀

富 田 倉 松

織 川 貴 司

橋 本 猛 一

宇 藤 裕 夫

矢 野 均

阿 保 六 知 秀

新 谷 祥 子

佐 藤 喜 城

黒 田 剛

佐 々 木 琢 磨

北 山 久 美 子

柿 崎 夕 カ

坂 本 喜 美

藤 田 テイ子

安 田 祥 導

柿 坂 吉 彦

藤 川 修 成

青森山田高等学校男子サッカー部の指導者として、多くの全国大会において優勝に導くなど、サッカー競技の普及発展と体育の振興発展に貢献した功績まことに顕著であります。

第二十四回夏季デフリンピック競技大会陸上男子百メートルにおいて金メダルを獲得するなど、障がい者スポーツの躍進と体育の振興発展に貢献した功績まことに顕著であります。

多年乳児院職員として乳児の保護育成に尽くし、社会福祉の向上、民生の安定に貢献した功績まことに顕著であります。

多年民生委員・児童委員として要保護者の援護指導に尽くし、社会福祉の向上、民生の安定に貢献した功績まことに顕著であります。

多年民生委員・児童委員として要保護者の援護指導に尽くし、社会福祉の向上、民生の安定に貢献した功績まことに顕著であります。

多年民生委員・児童委員として要保護者の援護指導に尽くし、社会福祉の向上、民生の安定に貢献した功績まことに顕著であります。

多年保護司として罪を犯した人の改善更生に尽くし、地域社会の浄化に貢献した功績まことに顕著であります。

多年学校医として児童生徒の保健管理に尽くし、学校保健衛生の向上発展に貢献した功績まことに顕著であります。

多年学校歯科医として児童生徒の保健管理に尽くし、学校保健衛生の向上発展に貢

献した功績まことに顕著であります。

岩 淵 信 頼

多年クリーニング業関係団体の要職にあつて、生活衛生の向上発展に貢献した功績まことに顕著であります。

前 田 淳 彦

多年薬剤師関係団体の要職にあつて、保健衛生の向上発展に貢献した功績まことに顕著であります。

三 橋 一 晃

多年環境整備事業関係団体の要職にあつて、業界の円滑な事業活動の確保に努めるなど、環境衛生の向上発展に貢献した功績まことに顕著であります。

相 馬 司 幸

多年りんご生産に従事し、わい化栽培技術の普及拡大や新品種の開発に尽力するなど、農業の振興発展に貢献した功績まことに顕著であります。

鹿 内 雄 二

多年建設業関係団体の要職にあつて、業界の運営指導と活性化に努めるなど、建設業の振興発展に貢献した功績まことに顕著であります。

兜 森 忠 治

多年納税貯蓄組合組合長等の要職にあつて、納税思想の普及高揚並びに関連組合の指導育成に貢献した功績まことに顕著であります。

黒 田 松 代

多年納税貯蓄組合組合長等の要職にあつて、納税思想の普及高揚並びに関連組合の指導育成に貢献した功績まことに顕著であります。

竹 浦 寿 広

多年納税貯蓄組合組合長等の要職にあつて、納税思想の普及高揚並びに関連組合の指導育成に貢献した功績まことに顕著であります。

蛇 名 善 二

多年消防団団長等として地域住民の生命財産の保護に尽くし、公益と民生の安定に貢献した功績まことに顕著であります。

多年消防団団長等として地域住民の生命財産の保護に尽くし、公益と民生の安定に貢献した功績まことに顕著であります。

下 山 正 彦

多年消防団団長等として地域住民の生命財産の保護に尽くし、公益と民生の安定に貢献した功績まことに顕著であります。

傳 法 谷 林 造

多年消防団団長等として地域住民の生命財産の保護に尽くし、公益と民生の安定に貢献した功績まことに顕著であります。

山 口 利 文

多年消防団団長等として地域住民の生命財産の保護に尽くし、公益と民生の安定に貢献した功績まことに顕著であります。

山 本 正 志

多年統計調査員として統計調査業務に精励するとともに、統計思想の普及高揚に尽くし、統計の発達に貢献した功績まことに顕著であります。

貝 守 英 子

多年統計調査員として統計調査業務に精励するとともに、統計思想の普及高揚に尽くし、統計の発達に貢献した功績まことに顕著であります。

成 田 文 廣

多年交通安全関係団体の要職にあつて、交通安全思想の普及高揚に努め、交通事故の抑止に貢献した功績まことに顕著であります。

鈴 木 秀 夫

令和四年一月、青森県に対して地方創生のため多額の金員を寄附し、地域振興に貢献した功績まことに顕著であります。

木 村 化 工 機 株 有 限 公 司

令和三年九月、十和田市育英基金に対して多額の金員を寄附し、教育振興に貢献した功績まことに顕著であります。

櫻 田 努

多年社会福祉協議会が行う地域福祉事業において奉仕活動を続け、社会福祉の向上に貢献した功績まことに顕著であります。

吉川恵子

ひろさき環境パートナーシップ21

多年地域に根ざした自然保護活動と環境教育の推進に励み、自然環境の保全に貢献した功績まことに顕著であります。

青森県告示第六百十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から名称を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和四年十一月二十四日

青森県知事 三村 申吾

区分	名称	所在地	年月日更
変更前	みんゆう調剤薬局西北店	五所川原市鎌谷町一六三の三	令和 四・八・一
変更後	そうごう薬局西北店	五所川原市中央二丁目二四	〃
変更前	みんゆう調剤薬局フレンド ファーマシー五所川原店	五所川原市中央二丁目二四	〃
変更後	そうごう薬局五所川原店	五所川原市中央二丁目二四	〃
変更前	みんゆう薬局黒石病院前店	黒石市北美町二丁目七四の一	〃
変更後	そうごう薬局黒石病院前店	黒石市北美町二丁目七四の一	〃
変更前	みんゆう調剤薬局アルカ ディア店	弘前市大字扇町一丁目一の六	〃
変更後	そうごう薬局アルカディア 店	弘前市大字扇町一丁目一の六	〃

変更前	みんゆう調剤薬局松原店	弘前市大字松原東二丁目一四の六	〃
変更後	そうごう薬局松原店	弘前市大字松原東二丁目一四の六	〃
変更前	みんゆう調剤薬局桔梗野店	弘前市大字桔梗野二丁目一三の二三	〃
変更後	そうごう薬局桔梗野店	弘前市大字桔梗野二丁目一三の二三	〃
変更前	みんゆう薬局弘前駅前店	弘前市大字駅前町一の一	〃
変更後	そうごう薬局弘前駅前店	弘前市大字駅前町一の一	〃

青森県告示第六百十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から居宅介護事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和四年十一月二十四日

青森県知事 三村 申吾

区分	名称	所在地	年月日更
変更前	株式会社 サンメ ディカル	弘前市大字 早稲田一丁 目一三の九	令和 三・三・二〇
変更後	株式会社 岩手県盛岡 市肴町二の 三一	弘前市大字 早稲田一丁 目一三の九	令和 三・三・二〇
変更前	居宅介護 事業の種 類	居宅介護 事業の種 類	〃
変更後	貸与 福祉用具	貸与 福祉用具	〃
変更前	株式会社 サンメ ディカル 弘前営業 所	弘前市大字 早稲田一丁 目一三の九	令和 三・三・二〇
変更後	株式会社 サンメ ディカル	弘前市大字 早稲田一丁 目一三の九	令和 三・三・二〇

変更後	変更前
	株式会社 ダブルエム
	弘前市大字 取上五丁目 四の一七
	訪問介護
	ヘルパー ステーション た
五所川原市 大字三三 浅井二の 一八シテ コーポレ イ 号室一〇五	五所川原市 大字三三 浅井二の 一八シテ コーポレ イ 号室一〇五
	三・六・一

青森県告示第六百十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から介護予防事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和四年十一月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区分
株式会社 サイン デザイン カルメ	株式会社 サイン デザイン カルメ	名称
岩手県盛岡市 肴町二の 三一	岩手県盛岡市 肴町二の 三一	主たる事務所の所在地
介護予防 福祉用具 貸与	介護予防 福祉用具 貸与	介護予防事業の種類
株式会社 サイン デザイン カルメ 所 弘前営業	株式会社 サイン デザイン カルメ 所 弘前営業	名称
弘前市大字 早稲田一 丁目三の 九	弘前市大字 早稲田一 丁目三の 九	所在地
令和 三・三・〇	令和 三・三・〇	変更年月日

青森県告示第六百十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第五項において準用

する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から特定福祉用具販売事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和四年十一月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区分
株式会社 サイン デザイン カルメ	株式会社 サイン デザイン カルメ	名称
岩手県盛岡市 肴町二の 三一	岩手県盛岡市 肴町二の 三一	主たる事務所の所在地
特定福祉用具 販売事業者	特定福祉用具 販売事業者	特定福祉用具販売事業所
株式会社 サイン デザイン カルメ 所 弘前営業	株式会社 サイン デザイン カルメ 所 弘前営業	名称
弘前市大字 早稲田一 丁目三の 九	弘前市大字 早稲田一 丁目三の 九	所在地
令和 三・三・〇	令和 三・三・〇	変更年月日

青森県告示第六百十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から特定介護予防福祉用具販売事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和四年十一月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区分
株式会社 サイン デザイン カルメ	株式会社 サイン デザイン カルメ	名称
岩手県盛岡市 肴町二の 三一	岩手県盛岡市 肴町二の 三一	主たる事務所の所在地
特定介護予防 福祉用具 販売事業者	特定介護予防 福祉用具 販売事業者	特定介護予防福祉用具
株式会社 サイン デザイン カルメ 所 弘前営業	株式会社 サイン デザイン カルメ 所 弘前営業	名称
弘前市大字 早稲田一 丁目三の 九	弘前市大字 早稲田一 丁目三の 九	所在地
令和 三・三・〇	令和 三・三・〇	変更年月日

青森県告示第六百十七号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から名称を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和四年十一月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	区分
そうごう薬局松原店	みんゆう調剤薬局松原店	そうごう薬局アルカデア	みんゆう調剤薬局アルカデア店	みんゆう薬局黒石病院前店	そうごう薬局黒石病院前店	みんゆう調剤薬局五所川原店	フアーマシー五所川原店	五所川原市鎌谷町一六三の三
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	令和 四・八・一

変更後	変更前	区分		変更年月日
		名称	所在地	
株式会社サンメデイカル	岩手県盛岡市肴町二の三	居宅介護事業者	居宅介護事業の種類	令和 三・三・〇
福祉用具貸与	株式会社サンメデイカル 弘前営業所	居宅介護事業者	居宅介護事業の種類	令和 三・三・〇
〃	弘前市大字早稲田一丁目一三の九	居宅介護事業者	居宅介護事業の種類	令和 三・三・〇
〃	弘前市大字一八の六	居宅介護事業者	居宅介護事業の種類	令和 三・三・〇

令和四年十一月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から居宅介護事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

青森県告示第六百十八号

変更前	みんゆう調剤薬局桔梗野店	弘前市大字桔梗野二丁目一三の二三	〃
変更後	そうごう薬局桔梗野店	〃	〃
変更前	みんゆう薬局弘前駅前店	弘前市大字駅前町一の一	〃
変更後	そうごう薬局弘前駅前店	〃	〃

変更後	変更前
	株式会社 ダブルエム
	弘前市大字 取上五丁目 四の一七
	訪問介護
	ヘルパー ステーション たけやう
五所川原市 大字三三 浅井二の 一八シテイ コーポレ ーンドー 五号室	五所川原市 大字三三 浅井二の 一八シテイ コーポレ ーンドー 五号室
	三・六・一

青森県告示第六百十九号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から介護予防事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和四年十一月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区分
株式会社 サンメ ディカル	株式会社 サンメ ディカル	介護予防事業者
岩手県盛岡市 着町二の 三一	岩手県盛岡市 着町二の 三一	主たる事務所の所在地
介護予防 福祉用具 貸与	介護予防 福祉用具 貸与	介護予防事業の種類
株式会社 サンメ ディカル 所 弘前営業	株式会社 サンメ ディカル	介護予防事業所
弘前市大字 一八の六	弘前市大字 早稲田一丁 目一三の九	所在地
	令和 三・三・〇	変更年月日

青森県告示第六百二十号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から特定福祉用具販売事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和四年十一月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区分
株式会社 サンメ ディカル	株式会社 サンメ ディカル	特定福祉用具販売事業者
岩手県盛岡市 着町二の三一	岩手県盛岡市 着町二の三一	主たる事務所の所在地
株式会社 サンメ ディカル 所 弘前営業	株式会社 サンメ ディカル	特定福祉用具販売事業所
弘前市大字 一八の六	弘前市大字 早稲田一丁 目一三の九	所在地
	令和 三・三・〇	変更年月日

青森県告示第六百二十一号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から特定介護予防福祉用具販売事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和四年十一月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区分	
ルン株式会社 ンメデイカ サ	岩手県盛岡市 肴町二の三一	名称	特定介護予防福祉用具 販売事業者
所ルン株式会社 弘前営業 カ	弘前市大字早稲 九田一丁目一三の	名称	特定介護予防福祉用具 販売事業者
一弘前市大字大町 丁目一八の六	弘前市大字早稲 九田一丁目一三の	所在地	特定介護予防福祉用具 販売事業者
令和 三・三・二〇		変更 年月日	

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価 小口一枚二付十五円